

○安全衛生特別教育規程等の一部を改正する告示 新旧対照条文  
一 安全衛生特別教育規程（昭和四十七年労働省告示第九十二号）

抄

(傍線部分は改正部分)

改 正 案		(小型車両系建設機械(解体用)の運転の業務に係る特別教育)	
第十一條の三 (略)		2 前項の学科教育は、次の表の上欄に掲げる科目に応じ、それぞれ、同表の中欄に掲げる範囲について同表の下欄に掲げる時間以上行うものとする。	
科 目	範 囲	科 目	範 囲
(略)	(略)	(略)	(略)
科 目	範 囲	科 目	範 囲
(略)	(略)	(略)	(略)
科 目	範 囲	科 目	範 囲
(略)	(略)	(略)	(略)
科 目	範 囲	科 目	範 囲
(略)	(略)	(略)	(略)
現 行		(小型車両系建設機械(解体用)の運転の業務に係る特別教育)	
第十一條の三 (略)		2 前項の学科教育は、次の表の上欄に掲げる科目に応じ、それぞれ、同表の中欄に掲げる範囲について同表の下欄に掲げる時間以上行うものとする。	
科 目	範 囲	科 目	範 囲
(略)	(略)	(略)	(略)
科 目	範 囲	科 目	範 囲
(略)	(略)	(略)	(略)
科 目	範 囲	科 目	範 囲
(略)	(略)	(略)	(略)
3 第一項の実技教育は、次の表の上欄に掲げる科目に応じ、それぞれ、同表の中欄に掲げる範囲について同表の下欄に掲げる時間以上行うものとする。		3 第一項の実技教育は、次の表の上欄に掲げる科目に応じ、それぞれ、同表の中欄に掲げる範囲について同表の下欄に掲げる時間以上行うものとする。	
科 目	範 囲	科 目	範 囲
(略)	(略)	(略)	(略)
科 目	範 囲	科 目	範 囲
(略)	(略)	(略)	(略)
科 目	範 囲	科 目	範 囲
(略)	(略)	(略)	(略)

小型車両系建設  
機械（解体用）  
の作業のための  
装置の操作

基本操作 定められた方法による  
基本施工及び応用施工

三時間

小型車両系建設  
機械（解体用）  
の作業のための  
装置の操作

基本操作 定められた方法による  
基本施工及び応用施工

二時間

二 労働安全衛生規則別表第三下欄の規定に基づき厚生労働大臣が定める者（昭和四十七年労働省告示第百十三号）（抄）

（傍線部分は改正部分）

	改 正 案	現 行
一・五 (略)	一・五 (略)	一・五 (略)
六 安衛則別表第三令第二十条第十二号の業務のうち令別表第七第六号1に掲げる建設機械の運転の業務の項第二号の厚生労働大臣が定める者は、建設機械施工技術検定のうち、一級の技術検定に合格した者で実地試験においてショベル系建設機械操作施工法を選択しなかつたもの又は二級の技術検定で建設省告示に定められた第一種又は第三種から第六種までの種別に該当するものに合格した者とする。	六 安衛則別表第三令第二十条第十二号の業務のうち令別表第七第六号に掲げる建設機械の運転の業務の項第二号の厚生労働大臣が定める者は、建設機械施工技術検定のうち、一級の技術検定に合格した者で実地試験においてショベル系建設機械操作施工法を選択しなかつたもの又は二級の技術検定で建設省告示に定められた第一種又は第三種から第六種までの種別に該当するものに合格した者とする。	六 安衛則別表第三令第二十条第十二号の業務のうち令別表第七第六号に掲げる建設機械の運転の業務の項第二号の厚生労働大臣が定める者は、建設機械施工技術検定のうち、一級の技術検定に合格した者で実地試験においてショベル系建設機械操作施工法を選択しなかつたもの又は二級の技術検定で建設省告示に定められた第一種又は第三種から第六種までの種別に該当するものに合格した者とする。
七 安衛則別表第三令第二十条第十二号の業務のうち令別表第七第六号1に掲げる建設機械の運転の業務の項第三号の厚生労働大臣が定める者及び同表令第二十条第十二号の業務のうち令別表第七第六号2に掲げる建設機械の運転の業務の項第二号の厚生労働大臣が定める者は、次に掲げる者とする。 イ 能開法第二十七条第一項の準則訓練である普通職業訓練のうち、能開法規則別表第二の訓練科の欄に定める機械整備系建設機械整備科又は揚重運搬機械運転系建設機械運転科の訓練（通信の方法によつて行うものを除く。）（厚生労働省労働基準局長が指定するものに限る。）を修了した者 ロ 能開法第二十七条第一項の準則訓練である普通職業訓練のうち、能開法規則別表第四の訓練科の欄に掲げる建設機械整備科の訓練（通信の方法によつて行うものを除く。）（厚生労働省労働基準局長が指定するものに限る。）を修了した者 ハ・二 (略)	七 安衛則別表第三令第二十条第十二号の業務のうち令別表第七第六号の建設機械の運転の業務の項第三号の厚生労働大臣が定める者は、次に掲げる者とする。 （新設）	八・十一 イ・ロ (略)



（傍線部分は改正部分）

改 正 案

現 行

**第四条** 剥削用機械（履帶式のものを除く。）及び解体用機械（履帶式のものを除く。）は、次に定めるところに適合する後方安定度を有するものでなければならぬ。

一 ブーム、アーム等の長手方向の中心線を含む鉛直面と当該掘削用機械又は当該解体用機械の走行方向とが直角となるとき当該ブーム、アーム等が向けられている側の全ての転倒支点にかかる荷重の値の合計が、当該掘削用機械又は当該解体用機械の機械総重量の値の十五パーセント以上の値であること。

二 ブーム、アーム等の長手方向の中心線を含む鉛直面と当該掘削用機械又は当該解体用機械の走行方向とが一致すると当該ブーム、アーム等が向けられている側の全ての転倒支点にかかる荷重の値の合計が、当該掘削用機械又は当該解体用機械の機械総重量の値の十五パーセント以上の値であること。

**第四条** 剥削用機械（履帶式のものを除く。）及びブレーカ（履帶式のものを除く。）は、次に定めるところに適合する後方安定度を有するものでなければならない。

一 ブーム、アーム等の長手方向の中心線を含む鉛直面と当該掘削用機械又は当該ブレーカの走行方向とが直角となるとき当該ブーム、アーム等が向けられている側のすべての転倒支点にかかる荷重の値の合計が、当該掘削用機械又は当該ブレーカの機械総重量の値の十五パーセント以上の値であること。

二 ブーム、アーム等の長手方向の中心線を含む鉛直面と当該掘削用機械又は当該ブレーカの走行方向とが一致すると当該ブーム、アーム等が向けられている側のすべての転倒支点にかかる荷重の値の合計が、当該掘削用機械又は当該ブレーカの機械総重量の値の十五パーセントの値に平均輪距を軸距で除した値を乗じて得た値以上のこと。

2 履帶式の掘削用機械及び履帶式の解体用機械は、ブーム、アーム等が向けられている側の全ての転倒支点にかかる荷重の値の合計が当該掘削用機械又は当該解体用機械の機械総重量の値の十五パーセント以上の値となる後方安定度を有するものでなければならぬ。

3 前二項に規定する後方安定度の計算は、当該掘削用機械又は当該解体用機械が次の状態にあるものとして行うものとする。

一～三 （略）

四 アウトリガーを有する掘削用機械又は解体用機械にあつては、当該アウトリガーを使用しない状態

4 解体用つかみ機（次項の特定解体用機械に該当するものを除く

（新設）

2 履帶式の掘削用機械及び履帶式のブレーカは、ブーム、アーム等が向けられている側のすべての転倒支点にかかる荷重の値の合計が当該掘削用機械又は当該ブレーカの機械総重量の値の十五パーセント以上の値となる後方安定度を有するものでなければならない。

3 前二項に規定する後方安定度の計算は、当該掘削用機械又は当該ブレーカが次の状態にあるものとして行うものとする。

一～三 （略）

四 アウトリガーを有する掘削用機械又はブレーカにあつては、当該アウトリガーを使用しない状態

。」は、ブーム及びアームが向けられている側の転倒支点における安定モーメントの値をその転倒支点における転倒モーメントの値で除して得た値が一・三三以上である前方安定度を有するものでなければならない。

5 ブーム及びアームの長さの合計が十二メートル以上である解体用機械（第十三条の二及び第十四条第二項において「特定解体用機械」という。）は、ブーム及びアームが向けられている側の転倒支点における安定モーメントの値をその転倒支点における転倒モーメントの値で除して得た値が一・五以上である前方安定度を有するものでなければならない。

6 第三項の規定は、前二項に規定する前方安定度の計算について準用する。この場合において、第三項第一号中「後方安定」とあるのは「前方安定」と、同項第二号中「状態」とあるのは「状態（解体用つかみ機にあつては、その構造及び材料に応じて負荷させることができ最大の荷重をかけた状態）」と読み替えるものとする。

#### （作業装置用ブレーキ）

第六条 挖削用機械、基礎工事用機械、コンクリートポンプ車及び解体用機械の巻上げ装置、ブーム、アーム等を起伏させるための装置（以下「起伏装置」という。）及びブーム、アーム等を伸縮させるための装置（以下「伸縮装置」という。）は、これらの装置の作動を制動するためのブレーキを備えているものでなければならぬ。ただし、油圧又は空気圧を動力として用いる掘削用機械、基礎工事用機械、コンクリートポンプ車又は解体用機械の巻上げ装置、起伏装置又は伸縮装置については、この限りでない。

2 前項のブレーキは、次に定めるところに適合するものでなければならない。

一・二 （略）

三 人力によるブレーキ以外のブレーキにあつては、動力が遮断

（新設）

#### （作業装置用ブレーキ）

第六条 挖削用機械、基礎工事用機械、コンクリートポンプ車及びブレーキの巻上げ装置、ブーム、アーム等を起伏させるための装置（以下「起伏装置」という。）及びブーム、アーム等を伸縮させるための装置（以下「伸縮装置」という。）は、これらの装置の作動を制動するためのブレーキを備えているものでなければならない。ただし、油圧又は空気圧を動力として用いる掘削用機械、基礎工事用機械、コンクリートポンプ車又はブレーキの巻上げ装置、起伏装置又は伸縮装置については、この限りでない。

2 前項のブレーキは、次に定めるところに適合するものでなければならない。

一・二 （略）

三 人力によるブレーキ以外のブレーキにあつては、動力がしゃ

されたときに自動的に作動するものであること。

3 (略)

(運転に必要な視界等)

第九条 車両系建設機械は、運転者が安全な運転を行うことができ  
る視界を有するものでなければならない。

2・3 (略)

4 ブレーカの運転室は、その前面に、安全ガラスを使用し、又は  
物体の飛来による危険を防止するための設備を備えているもので  
なければならぬ。

5 鉄骨切断機及びコンクリート压碎機の運転室は、その前面に、  
物体の飛来による危険を防止するための設備を備えているもので  
なければならない。

(アーム等の昇降による危険防止設備)

第十一條 トランクター・ショベル、ずり積機、ドラグ・ショベル及  
び解体用機械で、運転者席の中心から左右それぞれ七百ミリメー  
トル以内においてアーム等が昇降し、当該アーム等と運転者席、  
車体等との間に運転者が挟まれるおそれのあるものは、運転者の  
危険を防止するため、囲い等の設備を備えているものでなければ  
ならない。

(作業範囲を超えたときの自動停止装置等)

第十三条の二 特定解体用機械（作業範囲）（当該特定解体用機械の  
安定度等に応じて定められた、ブーム及びアームを動かすことが  
できる範囲をいう。以下この条において同じ。）を超えてブーム  
又はアームが操作されるおそれのあるものに限る。）は、作業範  
囲を超えてブーム又はアームが操作されたときに、起伏装置及び  
伸縮装置の作動を自動的に停止させる装置又は警音を発する装置  
を備えているものでなければならない。

されたときに自動的に作動するものであること。

3 (略)

(運転に必要な視界等)

第九条 車両系建設機械は、運転者が安全な運転を行なうことができ  
る視界を有するものでなければならない。

2・3 (略)

4 ブレーカの運転室は、その前面に、強化ガラスを使用し、又は  
物体の飛来による危険を防止するための設備を備えているもので  
なければならない。

(新設)

（アーム等の昇降による危険防止設備）

第十一條 トランクター・ショベル、ずり積機、ドラグ・ショベル及  
びブレーカで、運転者席の中心から左右それぞれ七百ミリメー  
トル以内においてアーム等が昇降し、当該アーム等と運転者席、車  
体等との間に運転者がはさまれるおそれのあるものは、運転者の  
危険を防止するため、囲い等の設備を備えているものでなければ  
ならない。

(新設)

(安全弁等)

第十四条 (略)

2 油圧を動力として用いる特定解体用機械の起伏装置及び伸縮装置は、当該油圧の異常低下によるブーム及びアームの急激な降下等を防止するための逆止め弁を備えているものでなければならぬ。ただし、第六条第二項第一号及び第三号に適合するブレーキ(人力によるブレーキを除く。)を備えているものにあつては、この限りでない。

(表示)

第十五条 車両系建設機械は、運転者の見やすい位置に次の事項が表示されているもの又は運転者が当該事項を容易に確認できる書類が備え付けられているものでなければならない。ただし、第七項の表の上欄に掲げる車両系建設機械以外の車両系建設機械については第四号、コンクリートポンプ車にあつては第五号から第七号まで、ローラー及びレール上を走行する車両系建設機械にあつては第七号に掲げる事項が表示されていないもの又は当該事項に係る書類が備え付けられていないものでも差し支えない。

一五七 (略)

2 バケット、ジッパー等を有する車両系建設機械は、前項各号に掲げる事項のほか、運転者の見やすい位置に当該バケット、ジッパー等の容量又は最大積載重量が表示されているもの又は運転者が当該事項を容易に確認できる書類が備え付けられているものでなければならない。

3 取り替えることのできるアタッチメントを有する車両系建設機械は、第一項各号に掲げる事項及び前項に規定する事項のほか、運転者の見やすい位置に当該アタッチメントの重量及び装着することができるアタッチメントの重量が表示されているもの又は運

転者が当該事項を容易に確認できる書類が備え付けられているも

(安全弁)

第十四条 (新設)

第十五条 車両系建設機械は、運転者の見やすい位置に次の事項が表示されているものでなければならない。ただし、第六項の表の上欄に掲げる車両系建設機械以外の車両系建設機械にあつては第四号、コンクリートポンプ車にあつては第五号から第七号まで、ローラー及びレール上を走行する車両系建設機械にあつては第七号に掲げる事項が表示されていないものでも差し支えない。

一五七 (略)

2 バケット、ジッパー等を有する車両系建設機械は、前項各号に掲げる事項のほか、運転者の見やすい位置に当該バケット、ジッパー等の容量又は最大積載重量が表示されているものでなければならない。

(新設)

2 バケット、ジッパー等を有する車両系建設機械は、前項各号に掲げる事項のほか、運転者の見やすい位置に当該バケット、ジッパー等の容量又は最大積載重量が表示されているものでなければならない。

4| のでなければならない。

4| くい打機は、第一項各号に掲げる事項のほか、運転者の見やすい位置に次の事項が表示されているもの又は運転者が当該事項を容易に確認できる書類が備え付けられているものでなければならない。

4| 一・四 (略)

5| くい抜機は、第一項各号に掲げる事項のほか、運転者の見やすい位置に次の事項が表示されているもの又は運転者が当該事項を容易に確認できる書類が備え付けられているものでなければならない。

5| 一・二 (略)

6| コンクリートポンプ車は、第一項各号に掲げる事項のほか、運転者の見やすい位置に最大吐出量及び最大吐出圧力が表示されているもの又は運転者が当該事項を容易に確認できる書類が備え付けられているものでなければならない。

6| (略)

3| くい打機は、第一項各号に掲げる事項のほか、運転者の見やすい位置に次の事項が表示されているものでなければならない。

3| 一・四 (略)

4| くい抜機は、第一項各号に掲げる事項のほか、運転者の見やすい位置に次の事項が表示されているものでなければならない。

4| 一・二 (略)

5| コンクリートポンプ車は、第一項各号に掲げる事項のほか、運転者の見やすい位置に最大吐出量及び最大吐出圧力が表示されているものでなければならない。

5| (略)

(傍線部分は改正部分)

## 改 正 案

## 現 行

## (講習科目の範囲及び時間)

第二条 技能講習のうち学科講習は、次の表の上欄に掲げる講習科目に応じ、それぞれ、同表の中欄に掲げる範囲について同表の下欄に掲げる講習時間により、教本等必要な教材を用いて行うものとする。

講習科目	範囲	講習時間
(略) 作業に関する装 置の構造、取扱 い及び作業方法 に関する知識	車両系建設機械（解体用）の種 類及び用途 作業装置及び作業 に関する附属装置の構造及び取 扱いの方法 車両系建設機械（ 解体用）による一般的な作業方法	五時間
(略) 運転に必要な一 般的な事項に關す る知識	車両系建設機械（解体用）の運 転に必要な力学 コンクリート 造、鉄骨造又は木造の工作物等 の種類及び構造	三時間
(略) 基本操作 定められた方法によ る基本施工及び応用施工	建設施工の方 法	(略)
五時間	講習時間	(略)

## 2

技能講習のうち実技講習は、次の表の上欄に掲げる講習科目に応じ、それぞれ、同表の中欄に掲げる範囲について同表の下欄に掲げる講習時間により行うものとする。

講習科目	範囲	講習時間
(略) 作業のための装 置の操作	車両系建設機械（解体用）の運 転に必要な力学 コンクリート 造、鉄骨造又は木造の工作物等 の種類及び構造	(略)
(略) 基本操作 定められた方法によ る基本施工及び応用施工	土木施工の方法	(略)
四時間	講習時間	(略)

## (講習科目の範囲及び時間)

第二条 技能講習のうち学科講習は、次の表の上欄に掲げる講習科目に応じ、それぞれ、同表の中欄に掲げる範囲について同表の下欄に掲げる講習時間により、教本等必要な教材を用いて行うものとする。

## (講習科目の範囲及び時間)

## (講習科目の受講の一部免除)

第三条 次の表の上欄に掲げる者は、それぞれ同表の下欄に掲げる講習科目について当該科目の受講の免除を受けることができる。

受講の免除を受けることができる者	講習科目
(略)	(略)

## (講習科目の受講の一部免除)

第三条 次の表の上欄に掲げる者は、それぞれ同表の下欄に掲げる講習科目について当該科目の受講の免除を受けることができる。

受講の免除を受けることができる者	講習科目
(略)	(略)

講習科目	範囲	講習時間
作業に関する装置の構造、取扱い及び作業方法	車両系建設機械（解体用）の種類及び用途 作業装置及び作業に関する附属装置の構造及び取扱い	二時間
（車両系建設機械（整地・運搬・積込み用及び掘削用）運転技能講習を修了した者等に関する特例）		

  

講習科目	範囲	講習時間
作業に関する装置の構造、取扱い及び作業方法	車両系建設機械（解体用）の種類及び用途 作業装置及び作業に関する附属装置の構造及び取扱い	一時間
（車両系建設機械（整地・運搬・積込み用及び掘削用）運転技能講習を修了した者等に関する特例）		

に関する知識		扱いの方法 車両系建設機械（解体用）による一般的な作業方法	
運転に必要な一般的な事項に関する知識		車両系建設機械（解体用）の運転に必要な力学 コンクリート造、鉄骨造又は木造の工作物等の種類及び構造 建設施工の方法	
(略)	(略)	基本操作 定められた方法による基本施工及び応用施工	法
作業のための装置の操作	(略)	二時間	(略)
講習科目	範囲	講習時間	講習時間
作業に関する装置の構造、取扱い及び作業方法に関する知識	車両系建設機械（解体用）の種類及び用途 作業装置及び作業扱いの方法 車両系建設機械（解体用）による一般的な作業方法	一時間	一時間
運転に必要な一般的な事項に関する知識	車両系建設機械（解体用）の運転に必要な力学 コンクリート造、鉄骨造又は木造の工作物等の種類及び構造 建設施工の方法	三十分	三十分

2 建設業法施行令（昭和三十一年政令第二百七十三号）第二十七条の三に規定する建設機械施工技術検定（次項において「建設機械施工技術検定」という。）のうち、一級の技術検定に合格した者で実地試験においてショベル系建設機械操作施工法を選択したもの又は二級の技術検定で昭和四十八年建設省告示第八百六十号（次項において「建設省告示」という。）に定められた第二種の種別に該当するものに合格した者に対する技能講習は、第二条の規定にかかわらず、次の表の上欄に掲げる講習科目について行うものとし、当該講習科目の範囲及び時間は、それぞれ、同表の中欄及び下欄に掲げるとおりとする。

に関する知識		扱いの方法 車両系建設機械（解体用）による一般的な作業方法	
運転に必要な一般的な事項に関する知識		車両系建設機械（解体用）の運転に必要な力学 コンクリート造の工作物等の種類及び構造 土木施工の方法	
(略)	(略)	基本操作 定められた方法による基本施工及び応用施工	土木施工の方法
作業のための装置の操作	(略)	一時間	(略)
講習科目	範囲	講習時間	講習時間
作業に関する装置の構造、取扱い及び作業方法に関する知識	車両系建設機械（解体用）の種類及び用途 作業装置及び作業扱いの方法 車両系建設機械（解体用）による一般的な作業方法	一時間	一時間
運転に必要な一般的な事項に関する知識	車両系建設機械（解体用）の運転に必要な力学 コンクリート造、鉄骨造又は木造の工作物等の種類及び構造 土木施工の方法	三十分	三十分

		の種類及び構造 建設施工の方	
関係法令	作業のための装置の操作	中の関係条項	労働安全衛生法、令及び安衛則
建設機械施工技術検定のうち、一級の技術検定に合格した者で実地試験においてトラクター系建設機械操作施工法若しくはショベル系建設機械操作施工法を選択しなかつたもの又は二級の技術検定で建設省告示に定められた第四種から第六種までの種別に該当するものに合格した者に対する技能講習は、第二条の規定にかかるわらず、次の表の上欄に掲げる講習科目について行うものとし、当該講習科目の範囲及び時間は、それぞれ、同表の中欄及び下欄に掲げるとおりとする。	基本操作 定められた方法による基本施工及び応用施工	三十分钟	法
講習科目	範囲	講習時間	
作業に関する装置の構造、取扱い及び作業方法に関する知識	車両系建設機械（解体用）の種類及び用途 作業装置及び作業扱いの方法 車両系建設機械（解体用）による一般的作業方法	五時間	
運転に必要な一般的な事項に関する知識	車両系建設機械（解体用）の運転に必要な力学 ヨンクリート造、鉄骨造又は木造の工作物等の種類及び構造 建設施工の方	三十分	
作業のための装置の操作	関係法令	五時間	時間
労働安全衛生法、令及び安衛則	労働安全衛生法、令及び安衛則	三十分	
中の関係条項	中の関係条項		
基本操作 定められた方法による基本施工及び応用施工	基本操作 定められた方法による基本施工及び応用施工	三十分钟	法

(新設)

